

福山市立日吉台小学校PTA細則

第1条 会長、副会長、事務局員、書記、会計及び会計監査委員の選考

- (1) 常任委員会に役員選考委員会を設置し選考する。
- (2) 役員選考委員会は、選考に困難がある場合、不足する候補者について、公平な方法での抽選等により候補者を選考することができる。
- (3) 選考委員会は各役員の候補者を決定し、本人の同意を得て常任委員会に報告する。

2 選考され総会で承認された常任理事について

- (1) 常任理事は、原則2年間務めるものとするが、会則第14条による再選は適用される。
- (2) 常任理事経験2年で、学年委員・専門部委員選出について兄弟児童全てを免除する。常任理事最終の年度に未就学の児童がいる場合は免除対象とする。
- (3) 上記免除を希望しない者には適用しない。また免除対象であっても事情により選出対象となることや学年委員・専門部委員になることを妨げるものではない。

第2条 学年委員、学年副部長、学年部長、専門部委員及び本部補助委員の選出

- (1) 学年委員 各学年の話合い又は紙上投票によって2名を選出する。
- (2) 学年部長 学年ごとに、学年委員の中から各1名を選出する。
- (3) 学年副部長 学年ごとに、学年委員の中から1名を選出する。
- (4) 専門部委員 学年の話合い又は紙上投票によって1名を選出する。ただし、特別支援学級は除く。
- (5) 会長が必要と認めた場合、委員会の設置と役員の定数を変更することができる。

2 選出条件については、次のとおりとする。

- (1) 同一学年においては前年度の役員には投票しないものとする。
- (2) 児童が2名以上かつ2つ以上の学年に在籍している場合は、高学年を優先する。ただし、高学年の学年において認められればこの限りでない。
- (3) 学年委員の選出は前年度の役員が行う。

第3条 専門部の構成と部長・副部長の選出

- (1) 各学年から選出された専門部委員(1名)と職員代表(2名)で構成する。
- (2) 専門部長及び副部長は委員の中から1名選出する。

第4条 生活指導部の構成と地域委員、部長及び副部長の選出

- (1) 6地域生活指導部で構成する。(吉田、小松、日吉台団地、日吉台、蔵王12区、ラブリー日吉台・エバーグリーン日吉台)
- (2) 地域生活指導部は部長、副部長、地域委員及び職員代表(1名)で構成する。
- (3) 地域生活指導部長は各地域で1名ずつ選出する。
- (4) 地域生活指導副部長は各地域で1名ずつ選出する。

(5) 地域委員は各地域の実情に応じて若干名選出する。(人数は各地域に一任する)

第5条 理事は他の役員との兼務は出来ない。ただし、特別支援学級の学年部長及び副部長については常任理事を兼務できる。

第6条 福山市立日吉台小学校PTA会則第6条の会費は次の3期にわけて徴収する。

- (1) 1期(4月から7月)、2期(8月から11月)、3期(12月から3月)とする。
- (2) 会費は学校が指定する日に指定の金融機関より引去りする。(1994年4月1日より)

第7条 この規定の第2条から第4条は、クラス数の変更などに応じて見直しを行うものとする。なお、任期途中で欠員が生じたとき、補充が必要な場合は前任者の所属学級(学年部・専門部)または地域(生活指導部)から話合いにより補充する。

附 則

この細則は、1999年4月1日より適用する。

附 則

この細則は、改正について議決された常任委員会を開催した1995年5月より適用する。

附 則

この細則は、改正について議決された常任委員会を開催した1997年5月より適用する。

附 則

この細則は、改正について議決された常任委員会を開催した1999年5月より適用する。

附 則

この細則は、改正について議決された常任委員会を開催した2003年5月より適用する。

附 則

この細則は、改正について議決された常任委員会を開催した2004年5月より適用する。

附 則

この細則は、改正について議決された常任委員会を開催した2007年5月より適用する。

附 則

この細則は、改正について議決された常任委員会を開催した2008年5月より適用する。

附 則

この細則は、改正について議決された常任委員会を開催した2009年5月より適用する。

附 則

この細則は、2016年(平成28年)4月22日から施行する。

附 則

この細則は、2023年(令和5年)4月22日から施行する。

附 則

この細則は、2024年(令和6年)4月22日から施行する。

附 則

この細則は、2025年(令和7年)4月25日から施行する。

